

届出制度について

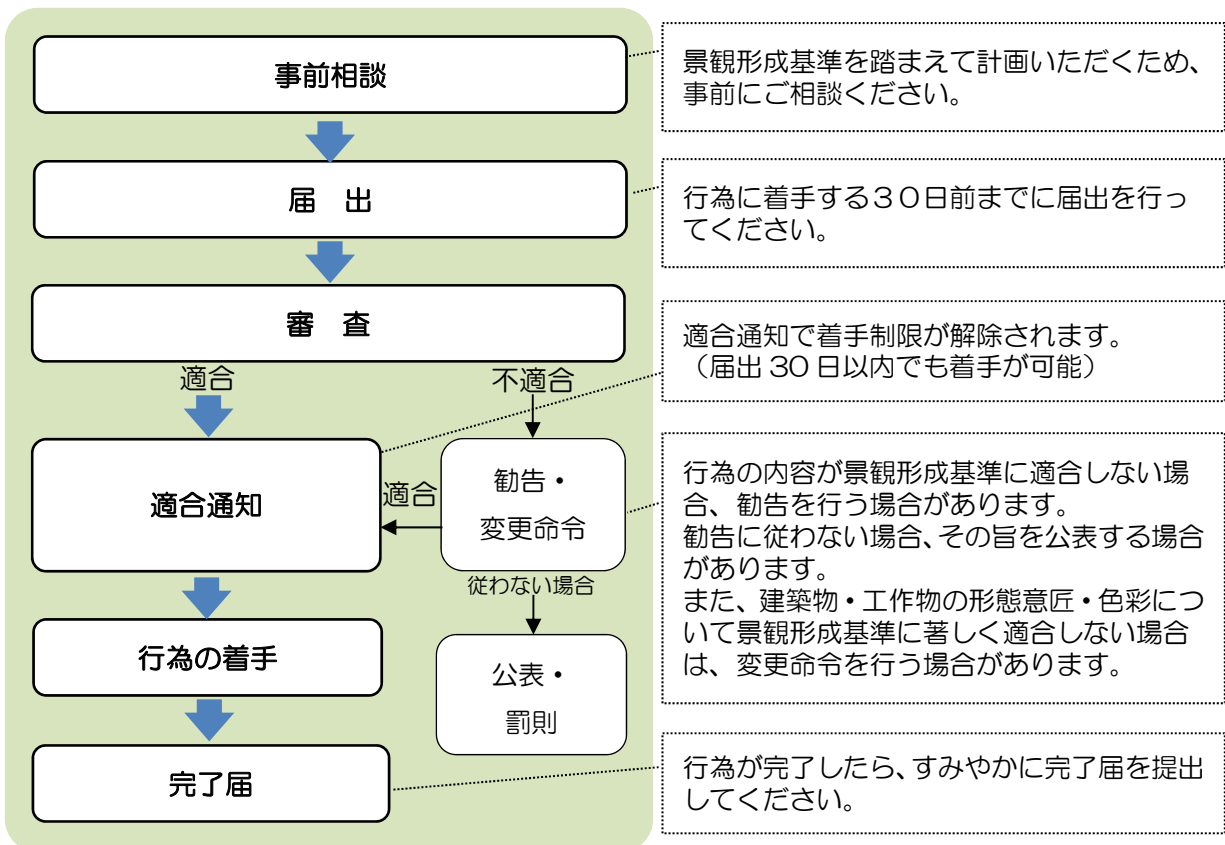
東神楽町



届出の対象となる行為

種別	届出の対象となる行為	行為の規模・内容
建築物	新築・移転	・高さ 10m を超えるもの又は延べ面積 100 m ² を超えるもの
	増築・改築	・増築・改築後の高さが 10m 又は延べ面積 100 m ² を超えるもの。(ただし、増築又は改築に係る部分の床面積が 10 m ² 以下のものは除く)
	外観を変更する場合	・高さが 10m 又は延べ面積 100 m ² を超える建築物の外観の変更で、一壁面の変更面積がその面の 50%を超えるもの
工作物	柵・塀・擁壁・その他これらに類する工作物	・高さ 3m を超えるもの
	上記以外の工作物	・高さ 10m 又は築造面積 100 m ² を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物までの高さが 10m を越えるもの
	外観を変更する場合	・上記の規模に該当する工作物の外観の変更で、一壁面の変更面積がその面の 50%を超えるもの
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	・当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの
その他	土地の形質の変更（都市計画法に規定する開発行為を除く）	・当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（雪、農業用に供する有機物（堆肥）、土地改良事業等における敷地内の土石の堆積を除く）	・堆積物の高さ 3m かつ面積が 1,000 m ² を超え、堆積期間が 30 日以上のも
景観法において届出を不要としている行為		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の管理行為、軽易な行為 ・ 地下に設ける建築物や工作物の建設等 ・ 仮設の工作物の建設等 ・ 非常災害時のため必要な応急措置として行う行為 ・ その他法令等の規定に基づき行われる行為 ・ 屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置 		

届出の流れ



届出に必要な書類

届出には、次の書類を提出してください。

- ①景観計画区域内行為等届出書（条例施行規則 別記様式第1号）
- ②景観形成の配慮事項に係る対応説明書（条例施行規則 別記様式第4号）
- ③添付図書（下記縮尺は目安です。A3用紙に収まる縮尺とし、図面に縮尺を記載してください。）

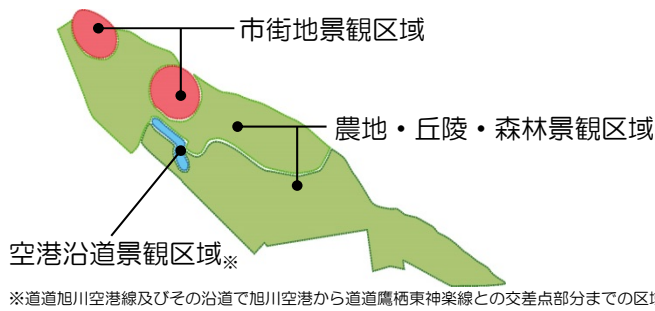
建築物・工作物

位置図	行為を行う敷地の位置及び周辺の状況を示す図面	1/2500以上
配置図	敷地内における建築物の位置を表示する図面	1/500以上
各階平面図	各階ごとの平面図	1/100以上
立面図	建築又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図	1/100以上
現況写真	当該敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真	3枚以上

開発行為・土地の形質の変更・物件の堆積

位置図	行為を行う敷地の位置及び周辺の状況を示す図面	1/2500以上
地積図	行為を行う土地の筆ごとの境界及び地番を示す図面	1/500以上
平面図	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を示す図面	1/300以上
断面図（立面図）	変更前及び変更後の土地の形状又は設置物の形状を示す図面	1/300以上
現況写真	当該敷地及び敷地周辺の状況を示すカラー写真	3枚以上

景観形成基準（その1）



区域ごとに
基準を
ご確認ください



1 建築物・工作物

項目	市街地景観区域	農地・丘陵・森林景観区域、空港沿道景観区域
高さ	原則として高さ16m以下とすること。 周辺に突出した印象を与えないこと。	原則として高さ10m以下とすること。
配置	大雪山・十勝岳連峰等に対して周辺からの眺望をさえぎらない。 周辺との連続性に配慮する。 道路境界線側にはゆとりをもたせる。	田園や丘陵地、大雪山・十勝岳連峰等に対して周辺からの眺望をさえぎらない。
形態・意匠	周辺との調和を図ったデザインとする。 建築物に附帯する設備等は目立たないように配慮する。	
色彩	花と緑が映える色使いを基本とする。 基調となる部分は別表の色彩基準の数値以下とする。 色数を抑え、目立つ色彩の使用は最小限にとどめる。 航空機からの眺めに配慮し、屋根の色彩は周辺との調和に配慮する。	
屋外照明	外灯などは、歩行者や自動車の通行において不快なまぶしさを感じさせない。	空港沿道景観区域では、落ち着いた心地よい雰囲気となるよう配慮する。
	まちの中心部や商業地では、落ち着いた心地よい雰囲気の夜間照明となるよう配慮する。	
緑化	沿道付近に樹や花を積極的に植えるなど彩りある沿道景観づくりに配慮する。 基本的に既存の樹木は保存に努める。	
		空港沿道景観区域では、来訪者に北の大地を印象付けるような連続した花と緑の沿道景観づくりに配慮する。

2 開発行為・土地の形質の変更、物件の堆積

項目	市街地景観区域	農地・丘陵・森林景観区域、空港沿道景観区域
規模・形態・緑化など	できる限り現況の地形を活かし、地形の改変は必要最低限にとどめる。 切土や盛土はできる限り勾配の緩やかな法面とし、目立たない仕上げとする。 基本的に既存の樹木は保全に努める。 物件を堆積する場合、周囲からの見え方に配慮し、道路などから容易に見える場所での堆積を避ける。	

詳細は花のまち景観計画の景観形成基準をご確認ください。

景観形成基準（その2）

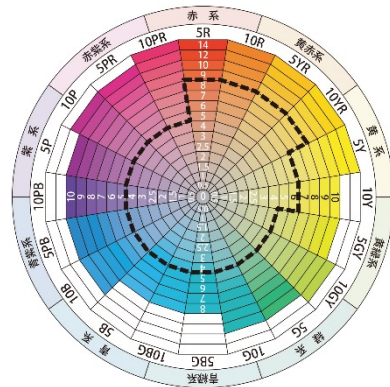
3 色彩の基準(全区域)

基調となる部分に使用できる色彩の範囲

色相	彩度	明度
R (赤) ■ 、YR (黄赤) ■	8以下	0~10
Y (黄)系 ■	6以下	
上記以外その他 ■ ■ ■ ■	4以下	

色彩基準の適用外のもの

- 着色していない石材、木材、レンガ、金属材料等、及びこれらに類するものの色彩
- その他、景観行政団体が認めた色彩



マンセル表色系

本景観計画では、日本工業規格 (JIS Z8721) にも採用されている「マンセル表色系」を用いて色彩の基準を表します。

ひとつの色を【色相】【明度】【彩度】の3つの属性の組み合わせによって表現します。

【色相】

色相は「色合い」を表します。10種の基本色の頭文字をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの組み合わせによって表します。

【明度】

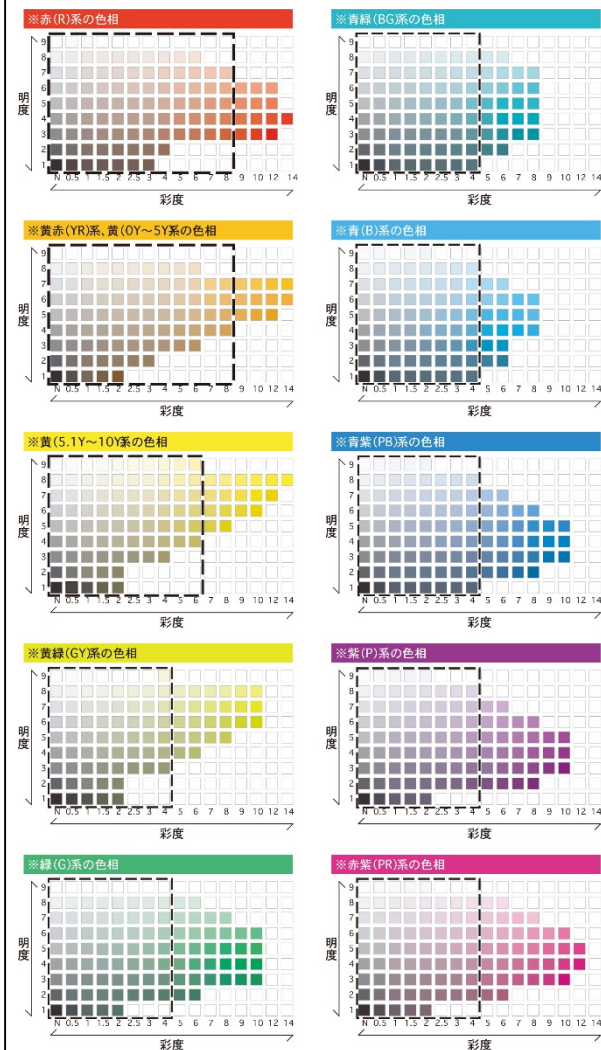
明度は「明るさの度合い」を0から10までの数値によって表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が10に近くなります。

【彩度】

彩度は「鮮やかさの度合い」を表します。色相によって異なりますが、0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、無彩色は0になります。鮮やかな色ほど数値が大きくなります。

※この表色系は印刷物のため、正確な色彩とは異なります。実際の色彩は「色票」によりご確認ください。

--- 基調となる部分に使用できる色彩



印刷物の色見本など面積が小さいものでは、実際の色の印象と異なって見える場合があります。色彩を検討する場合は、実際の敷地で、できるだけ大きな実物素材のサンプルを使用して確認しましょう。

届出窓口 東神楽町建設水道課 建設指導グループ

〒071-1592 上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

TEL 0166-83-5414 FAX 0166-83-5100